

前橋地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 損害賠償等請求事件
国側当事者・国
令和3年6月9日棄却・控訴

判 決

原告	X
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	別紙指定代理人目録記載1のとおり
被告	桐生市
同代表者市長	荒木 恵司
同指定代理人	別紙指定代理人目録記載2のとおり

主 文

- 1 原告の被告らに対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、160万円を支払え。
- 2 被告らは、原告の名誉を著しく傷つけたことにつき、読売新聞社、朝日新聞社及び毎日新聞社の各全国版に別紙の「別紙 謝罪広告。」と題する書面に記載のとおり謝罪広告を掲載せよ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告らに対し、①国家賠償法1条1項及び2条1項の規定に基づき、損害賠償金160万円の支払を求めるとともに、②被告らが原告の名誉を毀損したとして、国家賠償法4条及び民法723条の規定により、謝罪広告の掲載を求めた事案である。
- 2 争点及び争点に関する当事者の主張の要旨
(1) 争点(1) (被告らによる違法行為の有無)

(原告の主張)

被告らは、被告国の公権力の行使に当たる公務員である国税徴収担当職員及び被告桐生市の公権力の行使に当たる公務員である地方税徴収官吏をして、①原告が平成15年8月20日に相続税を完納しているにもかかわらず、原告による相続税の滞納をでっち上げ、また、②株式会社Aによる消費税及び固定資産税の滞納をでっち上げるとともに、株式会社Aの延納額の範囲内で原告及びその他の者に物上保証をさせた上で、①及び②に基づいて債務名義を必要としない自力執行権により、原告所有の不動産を差し押さえたが、かかる行為は、原告に対する詐欺行為に当たり、違法行為である。

(被告国の主張)

否認ないし争う。

原告は、平成15年8月20日に被相続人Bに係る相続税を完納したと主張するものようであるが、そのような事実はない。また、被告国において、原告が納付すべき相続税や株式会社Aが納付すべき消費税をでっち上げた事実はない。

被告国は、原告に対する滞納処分については、その当時に原告が所有する不動産について行っており、また、株式会社Aに対する滞納処分については、その当時に株式会社Aが所有する不動産について行っており、いずれの滞納処分についても違法な点はない。

(被告桐生市の主張)

否認ないし争う。

被告桐生市が原告及び株式会社Aの所有する不動産に対して差押えの執行をしていないことは、不動産登記簿(乙2の1ないし30)を見れば明らかである。そして、被告桐生市は、株式会社Aの所有する不動産に係る担保不動産競売事件及び株式会社Aの破産事件において、国税徴収法82条の規定に基づき、株式会社Aの滞納市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税)につき交付要求をしたものであるが(乙1の1ないし4)、被告桐生市において株式会社Aの滞納市税をでっち上げた事実はなく、その他、上記の交付要求には何ら違法な点はないから、詐欺行為に当たらないことは明らかである。

(2) 争点(2) (被告桐生市による違法行為の有無)

(原告の主張)

ア 被告桐生市は、その担当者である公務員をして、株式会社Aが滞納した税金に係る自力執行権に基づいて、原告に連絡をしないまま、株式会社Aの所有に属さない原告所有の不動産についての強制換価手続に参加したが、かかる行為は、原告に対する詐欺行為に当たり、違法行為である。

イ 被告桐生市は、その担当者である公務員をして、原告が所有していた桐生市●●の土地について、都市計画法40条2項の規定により、「国道調査土地」という名目で、勝手に改変、合筆、開発し、その一部を被告桐生市に帰属させながら、時間軸をずらして如何にも破産後に取得したように装ったが(甲3)、かかる行為は、原告に対する詐欺行為に当たり、違法行為である。

ウ 被告桐生市は、競売による売却により利益を得ていながら、令和2年の時点においても、その担当者である公務員をして、固定資産税に係る滞納処分として、差押え禁止財産である原告の老齢年金を差し押さえ、税金の二重取りをしているが、かかる行為は、原告に対する詐欺行為に当たり、違法行為である。

(被告桐生市の主張)

ア 原告の主張アは否認ないし争う。交付要求をするに当たり、事前にその旨を滞納者に連絡をすべき法令上の根拠はない。なお、被告桐生市は、担保不動産競売事件においては、交付要求書の送達により交付要求の事実を知らしめている。

イ 原告の主張イは否認ないし争う。原告は、桐生市●●の土地をもと所有していたが、同土地の所有権は、平成21年12月14日、担保不動産競売事件による売却によりC株式会社に移転し、その後、被告桐生市は、平成22年8月5日、都市計画法40条2項の規定による帰属により、同土地の所有権を取得したものであり(乙2の3)、国土調査とは関係しない。

ウ 原告の主張は否認ないし争う。被告桐生市は、原告が市税を滞納したことに基づき、国税徴収法77条の規定に基づき、平成29年1月31日付けで原告の年金債権の差押え処分をしたが、同処分の根拠となった滞納市税について、収納履歴はない。

(3) 争点(3) (原告の損害)

(原告の主張)

上記(1)及び(2)の被告らに所属する公務員による詐欺行為によって、①原告は、僅少な滞納額に比べて高額な財産を売却され、②自宅を失い、生活が困難となり、③株式会社Aほか2社の事業継続が困難となり、また、その従業員100名以上が解雇となり、④貸地及び借地並びに第三者及び利害関係人の土地建物が売却され、⑤原告は、桐生警察署に逮捕監禁されたものであり、これらによる原告の損害は、160万円である。

(被告らの主張)

否認ないし争う。

(4) 争点(4) (謝罪広告の必要性)

(原告の主張)

上記(1)及び(2)の被告らに所属する公務員による詐欺行為によって、原告の名誉が毀損されたことから、別紙「別紙 謝罪広告。」記載のとおり謝罪広告が必要である。

(被告らの主張)

否認ないし争う。

(5) 争点(5) (消滅時効の成否)

(被告国)

原告は、一番遅いもので、平成25年11月22日頃に公売処分に係る配当計算書謄本の送付を受けており、株式会社Aは、一番遅いもので、平成22年1月12日頃に交付要求した旨の通知を受けているから、仮に滞納処分に係る損害賠償請求権が存在することを前提としても、同請求権については、消滅時効が完成しており、被告国は、同消滅時効を援用する。

(原告)

否認ないし争う。詐欺行為は、被告桐生市によって、現在も進行中であるから、消滅時効は成立しない。

第3 当裁判所の判断

1 判断の前提として、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 桐生税務署長は、原告の所有する不動産に係る担保不動産競売事件(前橋地方裁判所桐生支部平成●●年(〇〇)第●●号)において、平成19年7月31日、同裁判所支部に対し、原告の滞納国税(相続税)を徴収するため、国税徴収法82条の規定に基づき、原告所有の不動産を交付要求に係る財産として交付要求をし、交付要求書を原告に送付した(丙7の4ないし6、丙21)。

(2) ア 桐生税務署長は、原告及び株式会社Aの所有する不動産に係る担保不動産競売事件(前橋地方裁判所桐生支部平成●●年(〇〇)第●●号。以下「桐生支部第●●号競売事件」という。)において、平成19年7月31日、同裁判所支部に対し、①原告の滞納国税(相続税)を徴収するため、国税徴収法82条の規定に基づき、原告所有の不動産を交付要求に係る財産として交付要求をし、交付要求書を原告に送付し、また、②株

株式会社Aの滞納国税（消費税及び地方消費税）を徴収するため、国税徴収法82条の規定に基づき、株式会社A所有の不動産を交付要求に係る財産として交付要求をし、交付要求書を株式会社Aに送付した（丙7の7ないし13、丙21、丙22、丙49）。

イ 被告桐生市は、桐生支部第●●号競売事件において、前橋地方裁判所桐生支部に対し、平成19年8月1日時点での株式会社Aの滞納市税（市県民税、固定資産税、法人市民税、軽自動車税）を徴収するため、国税徴収法82条の規定に基づき、株式会社A所有の不動産を交付要求に係る財産として交付要求をし、交付要求書を株式会社Aに送付した（乙1の1、弁論の全趣旨）。

(3) 桐生税務署長は、原告及び株式会社Aの所有する不動産に係る担保不動産競売事件（前橋地方裁判所桐生支部平成●●年（〇〇）第●●号。以下「桐生支部第●●号競売事件」という。）において、平成20年10月23日、同裁判所支部に対し、株式会社Aの滞納国税（源泉所得税、消費税及び地方消費税）を徴収するため、国税徴収法82条等の規定に基づき、株式会社A所有の不動産を交付要求に係る財産として交付要求をし、交付要求書を株式会社Aに送付した（丙7の19・20、丙50、丙51）。

(4) 被告桐生市は、株式会社Aの所有する不動産に係る担保不動産競売事件（前橋地方裁判所太田支部平成●●年（〇〇）第●●号）において、同裁判所支部に対し、平成20年10月30日時点での株式会社Aの滞納市税（市県民税、固定資産税、法人市民税、軽自動車税）を徴収するため、国税徴収法82条の規定に基づき、株式会社A所有の不動産を交付要求に係る財産として交付要求をし、交付要求書を株式会社Aに送付した（乙1の2、弁論の全趣旨）。

(5) 桐生税務署長は、株式会社Aの所有する不動産に係る担保不動産競売事件（前橋地方裁判所太田支部平成●●年（〇〇）第●●号。以下「太田支部第●●号競売事件」という。）において、平成21年2月9日、同裁判所支部に対し、株式会社Aの滞納国税（相続税）を徴収するため、国税徴収法82条の規定に基づき、株式会社A所有の不動産を交付要求に係る財産として交付要求をし、交付要求書を株式会社Aに送付した（丙7の1・2、丙52、丙53）。

(6) ア 桐生税務署長は、原告及び株式会社Aの所有する不動産に係る担保不動産競売事件（前橋地方裁判所桐生支部平成●●年（〇〇）第●●号。以下「桐生支部第●●号競売事件」という。）において、平成21年2月19日、同裁判所支部に対し、原告の滞納国税（相続税）を徴収するため、国税徴収法82条の規定に基づき、原告所有の不動産を交付要求に係る財産として交付要求をし、交付要求書を原告に送付した（丙7の14・15、丙23）。

イ 原告は、桐生市●●の土地をもと所有していたが、同土地の所有権は、平成21年12月14日、桐生支部第●●号競売事件において、売却によりC株式会社に移転し、その後、被告桐生市は、平成22年8月5日、都市計画法40条2項の規定による帰属により、同土地の所有権を取得した（乙2の3、丙7の14）。

(7) 被告桐生市は、桐生支部第●●号競売事件又は太田支部第●●号競売事件において、前橋地方裁判所桐生支部又は同裁判所太田支部に対し、平成21年2月17日時点での株式会社Aの滞納市税（市県民税、固定資産税、法人市民税、軽自動車税）を徴収するため、国税徴収法82条の規定に基づき、株式会社A所有の不動産を交付要求に係る財産として交付要求

をし、交付要求書を株式会社Aに送付した（乙1の3、弁論の全趣旨）。

(8) 桐生税務署長は、平成22年1月8日、原告の滞納国税（申告所得税、相続税）を徴収するため、国税徴収法47条及び68条の規定に基づき、原告所有の不動産を差し押さえ、差押登記を経由した（丙7の16ないし18、丙24）。

(9) 桐生税務署長は、桐生支部第●●号競売事件において、平成22年1月8日、前橋地方裁判所桐生支部に対し、原告の滞納国税（相続税）を徴収するため、国税徴収法82条の規定に基づき、原告所有の不動産を交付要求に係る財産として交付要求をし、交付要求書を原告に送付した（丙7の19・20、丙26）。

(10) ア 桐生税務署長は、株式会社Aの破産事件（前橋地方裁判所桐生支部平成●●年（○）第●●号。以下「第●●号破産事件」という。）において、平成22年1月12日、同裁判所支部に対し、株式会社Aの滞納国税（源泉所得税、消費税及び地方消費税）を徴収するため、国税徴収法82条の規定に基づき、交付要求をした（丙54、丙55の1・2）。

イ 被告桐生市は、第●●号破産事件において、前橋地方裁判所桐生支部に対し、株式会社Aの平成22年2月12日時点での滞納市税（市県民税、固定資産税、法人市民税、軽自動車税）を徴収するため、国税徴収法82条の規定に基づき、交付要求をした（丙54、乙1の4、弁論の全趣旨）。

(11) 被告桐生市は、平成29年1月31日、原告の滞納市税（固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）を徴収するため、地方税法及び国税徴収法77条の規定に基づき、原告の保有する年金支払請求権に対する差押えを執行し、令和元年8月15日、上記の差押えにより第三債務者（厚生労働省年金局）から給付を受けた金銭について、配当処分を行い、同日付けで同法131条の規定に基づき、配当計算書を原告に通知した（甲3、甲23、弁論の全趣旨）。

2 争点（1）（被告らによる違法行為の有無）について

(1) 原告は、被告らが、原告が平成15年8月20日に相続税を完納しているにもかかわらず、原告による相続税の滞納をでっち上げ、原告所有の不動産を差し押さえたことが詐欺行為に当たる旨の主張をすところ、相続税は、被告国のみに関係するものであるから、以下、その前提で検討することとする。

証拠（丙4、丙9、丙16ないし20、丙35、丙40ないし42）及び弁論の全趣旨によれば、①原告は、被相続人Bの死亡に伴い、2583万4200円の相続税を納付すべきこととなり、平成15年11月19日、そのうち2500万円につき延納の許可を受けたが、平成20年3月11日、同許可が取り消されたこと、②原告は、平成21年12月28日まで、上記の相続税の分納を繰り返していたが、完納するには至らなかったこと、③その後、平成25年以降に、原告が滞納した相続税は、順次、滞納処分の執行停止を経て、納税義務が消滅したことが認められ、以上によれば、被告国の公務員が原告による相続税の滞納をでっち上げた事実は認められず、上記1で認定した桐生税務署長による原告所有の不動産を対象とした交付要求ないし差押処分に違法な点はない。

これに対し、原告は、平成15年8月20日に相続税を完納したと主張するが、本件記録を見てもかかる事実を認めるに足りる的確な証拠は見当たらないことや、証拠（甲1）によれば、原告は、平成22年の時点で、原告が納付すべき相続税を完納したとの主張を行って

いないことが認められることなどに照らし、原告の上記の主張は採用することができない。

- (2) 原告は、被告らが、株式会社Aによる消費税の滞納をでっち上げ、原告所有の不動産を差し押さえたことが詐欺行為に当たる旨の主張をすところ、消費税は、被告国のみに関係するものであるから、以下、その前提で検討することとする。

証拠（丙25、丙48の1ないし6、丙54、丙56）及び弁論の全趣旨によれば、①株式会社Aは、平成18年3月17日から平成22年4月14日にかけて、桐生税務署長に対し、消費税及び地方消費税の各申告書を提出したこと、②その後、株式会社Aは、上記の申告に係る消費税及び地方消費税を完納するには至らなかったこと、③株式会社Aについては、平成22年1月●日に破産手続き開始決定がされたが、平成23年4月●日に破産手続廃止決定がされ、これを受けて株式会社Aの納税義務が消滅したことが認められ、以上によれば、被告国の公務員が株式会社Aによる消費税の滞納をでっち上げた事実は認められない。なお、本件記録を見ても、株式会社Aが滞納した消費税及び地方消費税を徴収するために原告所有の不動産を対象とした交付要求ないし差押処分がされたことを認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

これに対し、原告は、株式会社Aに滞納税金がなかった証拠として甲18を指摘するものようであるが、同証拠の記載の内容を見ても、原告が主張するような事実を認定できるものではないから、原告の上記の指摘は当たらない。

- (3) 原告は、被告らが、株式会社Aによる固定資産税の滞納をでっち上げ、原告所有の不動産を差し押さえたことが詐欺行為に当たると主張すところ、固定資産税は、被告桐生市のみに関係するものであるから、以下、その前提で検討することとする。

証拠（乙1の1ないし4）及び弁論の全趣旨によれば、上記1で認定した被告桐生市による各交付要求の当時に上記の各証拠に記載のとおり株式会社Aの滞納市税（市県民税、固定資産税、法人市民税、軽自動車税）があったものと認めるのが相当であり、本件記録を見ても、かかる認定を覆すに足りる的確な証拠は見当たらないから、被告桐生市の公務員が株式会社Aによる固定資産税の滞納をでっち上げた事実は認められない。なお、本件記録を見ても、株式会社Aが滞納した固定資産税を徴収するために原告所有の不動産を対象とした交付要求がされたことを認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

これに対し、原告は、株式会社Aに滞納税金がなかった証拠として甲18を指摘するものようであるが、同証拠の記載の内容を見ても、原告が主張するような事実を認定できるものではないから、原告の上記の指摘は当たらない。

- (4) 以上によれば、争点（1）に係る原告の主張はいずれも理由がない。

3 争点（2）（被告桐生市による違法行為の有無）について

- (1) 原告は、被告桐生市が、その担当者である公務員をして、株式会社Aが滞納した税金に係る自力執行権に基づいて、原告に連絡をしないまま、株式会社Aの所有に属さない原告所有の不動産についての強制換価手続に参加したが、かかる行為は、原告に対する詐欺行為に当たり、違法行為である旨の主張をする。

しかし、本件記録を見ても、株式会社Aが滞納した固定資産税等を徴収するために原告所有の不動産を対象とした交付要求がされたことを認めるに足りる的確な証拠は見当たらないから、原告の主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

- (2) 原告は、被告桐生市が、その担当者である公務員をして、原告が所有していた桐生市●●

の土地について、都市計画法40条2項の規定により、「国道調査土地」という名目で、勝手に改変、合筆、開発し、その一部を被告桐生市に帰属させながら、時間軸をずらして如何にも破産後に取得したように装ったが（甲3）、かかる行為は、原告に対する詐欺行為に当たり、違法行為である旨の主張をする。

しかし、上記1（6）イで認定したところによれば、被告桐生市が上記の土地の所有権を取得したことについて違法な点がないことは明らかであるから、原告の上記の主張は採用することができない。

- (3) 原告が、被告桐生市が、競売による売却により利益を得ていながら、令和2年の現在においても、その担当者である公務員をして、固定資産税に係る滞納処分として、差押え禁止財産である原告の老齢年金を差し押さえ、税金の二重取りをしているが、かかる行為は、原告に対する詐欺行為に当たり、違法行為である旨の主張をする。

上記1（11）で認定したとおり、被告桐生市は、平成29年1月31日、原告の滞納市税（固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）を徴収するため、地方税法及び国税徴収法77条の規定に基づき、原告の保有する年金支払請求権に対する差押えを執行し、令和元年8月15日、上記の差押えにより第三債務者（厚生労働省年金局）から給付を受けた金銭について、配当処分を行った事実が認められ、証拠（甲3）及び弁論の全趣旨によれば、令和2年の時点でも上記の差押処分が継続していることがうかがわれるが、仮にそうであったとしても、証拠（甲23）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、令和2年4月の時点においても、被告桐生市の市税（固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）を滞納している事実が認められるから、被告桐生市による上記の差押処分に違法な点はなく、原告の上記の主張は採用することができない。

- (4) 以上によれば、争点（2）に係る原告の主張はいずれも理由がない。

- 4 その他、本件記録を見ても、被告らにつき違法行為があると認めるに足りる証拠は見当たらないから、その余の点について判断するまでもなく、原告の被告らに対する請求はいずれも理由がない。

第4 結論

よって、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第2部

裁判官 杉山 順一

指定代理人目録

1 被告国指定代理人

岡部 明寿香、大岡 仁、宮脇 智砂子、依田 光一、木村 昌恵、大澤 一志、森田 麻衣子、宮川 恵美子、古菅 健誉、酒井 洋行、岩渕 裕介

2 被告桐生市指定代理人

星野 元保、高橋 伸幸、高沢 信幸、中島 正行、辻 勇一郎、坂西 和宏、須藤 啓太
以上

別紙 省略